

商品概要説明書
女性のための定期貯金「ゆめこまち」

(2019年10月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期貯金(単利型・複利型) (女性のための定期貯金「ゆめこまち」)
2. 販売対象・受入条件	<ul style="list-style-type: none"> ・女性(個人)の方 ・他の定期貯金商品からの預け替えはできません (注) お一人さま、一口限りのお預入となります。 ただし、定期積金「ゆめこまち」満期金からの振替は可能です。
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 … 2・3・4・5年 ただし、期間が3年未満の場合は単利型のみのお取り扱いとなります。 ・預入時のお申出により自動継続(元金継続または元利金継続)のお取り扱いができます。
4. 預入方法 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・30万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 ①適用金利 ② 計算方法 ③ 税金 ④金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてスーパー定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 <単利型> ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 <複利型> ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・復興特別所得税を含み20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせ下さい。
7. 特典内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新規でご契約いただいた方に、アメニティグッズをプレゼント。さらにご契約が満期を迎えられた方に、ギフトカード(1,000円分)をプレゼントします。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れることができます。(貸越利率は、担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優のお取り扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、中途解約利率により計算した利息とともに、払い戻します。中途解約利率については、スーパー定期貯金<単利型>および<複利型>の商品概要説明書もしくは規定をご覧ください。

<p>11. 貯金（預金）保険制度 （公的制度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対象 当該貯金は、当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または当 J A 担当部署（最終頁をご確認ください。）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 担当部署または J A バンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率が適用されます。 ・ 本商品は A T M でのお預け入れはできません。 【特典について】 ・ ギフト券は変更の可能性があります。 ・ 定期貯金「ゆめこまち」と定期積金「ゆめこまち」を双方ご契約いただいた場合は、それぞれ特典を進呈いたします。 【中途解約について】 ・ 満期日前に中途解約するときは、ギフト券はプレゼントされません。

※ 上記に記載のない事項については、「スーパー定期貯金（単利型・複利型）」と同様の取り扱いです。

※ お取り扱い条件は、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。

本商品にかかる当組合の担当部署

JA あづみ 金融共済事業部 貯金課 (電話：0263-72-2936)